第１回岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会（会議録）

ホームページ公開用

○　日時　令和２年８月４日（火）15：30～16：30

○　場所　岩手県公会堂　11号室

○　出席者

　　委　員　小澤昭彦、佐藤法之、橋本良隆、樋口一男、三浦拓朗　（敬称略、五十音順）

　　事務局　山本スポーツ振興課総括課長、太田生涯スポーツ担当課長、吉田主査、湊主事

○　会議の内容

１　開会

２　挨拶

　【事務局】

　　山本スポーツ振興課総括課長より挨拶。

３　会議の公開について

　【事務局】

　　会議の開催に先立ちまして、この選定委員会の会議の公開の取扱いにつきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により第１回目は公開とし、第２回目の審査の際は非公開とする取扱いをすることとしてよろしいでしょうか。委員の皆様に御検討をお願いいたします。

　【委員】

　　異議なし。

　【事務局】

　　それでは、今回の選定委員会につきましては、会議を公開することとし、次回の審査の際の選定委員会は、非公開とする取扱いとすることに決定いたします。

４　委員及び事務局職員の紹介

　【事務局】

　　事務局から委員及び事務局職員紹介。

５　委員長及び副委員長の選出

　【委員】

　　委員の互選により、委員長に小澤委員、副委員長に三浦委員を選出。

６　議事

　【委員長】

　　それでは次第５の議事に入ります。⑴岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に当たっての基本方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

　【事務局】

　　資料№１岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に当たっての基本方針（案）について説明。

　【委員長】

　　ただ今、事務局から説明がありました基本方針（案）について、皆様方から御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

　【委員】

　　応募資格の(3)のウに暴力団排除規定がありますが、具体に反社会に属するとどのように判断をするのですか

　【事務局】

　　申請された際に県警に対して照会し、判断をします。

　【委員】

　　指定管理料について、経費は県からの指定管理料と施設の利用収入とで賄うこととなると記載がありますが、現在のコロナウイルス感染症の影響で、利用料収入で賄うことはできるのでしょうか。過年度と比較して、減収となった場合の補填はここに謳っておく必要はないでしょうか。

　【事務局】

　　仕様書のリスク負担の部分で、感染症対策による臨時休館等に伴う運営リスクを県との協議事項としております。

　【委員長】

　　基本方針は５年前と同じですか。

　【事務局】

　　ほとんど変わっていませんが、応募資格の「県内事業所を有すること」という要件を今回削除しています。

　【委員長】

　　それ以外に何か御質問等ありますか。なければ、この岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に当たっての基本方針(案)については、基本的に了承されたことといたします。

　　続きまして、⑵岩手県営スポーツ施設の指定管理者の募集要項（案）及び選定基準等について、事務局から説明をお願いします。

　【事務局】

　　資料№２、参考資料№１、参考資料№２　岩手県営スポーツ施設の指定管理者の募集要項（案）及び選定基準等について説明。

　【委員長】

　　今説明を頂いた募集要項（案）ならびに選定基準等について委員の皆様方から何か質問がありましたらお願いします。

　【委員】

　　　施設名が、岩手県勤労身体障がい者体育館となっているが、現在の利用者は身体障がい者に限ったものではないと思われます。名称について、検討する余地はあるのですか。

　【事務局】

岩手県勤労身体障がい者体育館は、国から県商工労働観光部に、商工労働観光部から文化スポーツ部に移管されたものであります。現在の利用を見ると、約75％が障がい者以外の一般の利用者となっています。今のところ名称変更は考えておりませんが、今後研究していきたいと考えております。

【委員】

　　正式名称ではなく、愛称のパラリーナもありますので、愛称も含めて考えれば、身体障がいにかかわらず、多様な利用者を想定した愛称になっているのかなと思います。

　【委員】

　　仕様書のリスクの負担と保険の加入について、注意書きで１件あたり100万円を超える修繕は県との協議事項とすると記載がありますが、これは指定管理者が負担するということですか。特別に県が負担するから協議ということですか。金額が大きい修繕を行うと権利が生じる場合があります。

　【事務局】

　　軽微な修繕については、指定管理料は修繕費を見込んで積算していますので、指定管理者で実施するものです。ただし、100万円をこえる大規模な修繕については、県で予算措置することも含めて検討したいことから、協議することとしております。

　【委員】

　指定管理者が100万円を超える修繕を行う場合は、指定管理者側からすると、所有者である県が行うものであることから、100万円を超える修繕は県が負担するという協議に読めるのではないかと思います。事案によってどちらが負担するか判断するものかと思います。

　【委員】

　　税の観点からすれば、例えば指定管理者が、1,000万円などの高額な支出をした場合には、自ら権利を主張してくることもあります。

　【委員】

　　経験として、県に予算措置してもらい、県営施設の大規模改修をしてもらったことがあります。その際も協議した結果、当然指定管理料の枠を超えるとして、１年程休館して改修したことがあります。

　【事務局】

　　指定管理者が決まった後、協定を締結し、備品等については、所有について記載しております。

【委員】

　　基本的には、指定管理料の中で購入したものは、県の備品になるということですか。

　【事務局】

　　そうです。

　【委員】

　　協議事項で県の所有であると明記した方がいいと思います。

　【事務局】

　　そうします。

　【委員】

　　よく問題となる事例として、例えば施設で事故があった場合、指定管理者の瑕疵なのか、県の瑕疵なのか、明確に示せるようにしておいた方がいいと思います。

【委員】

　　損害賠償の施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害は、協議事項とありますが、これは事故が起きる前なのですか、起きた後なのですか。

【委員】

　　必ずスポーツ施設には、事故・怪我はありうるものなので、施設の不備、器具の不備には十分に気を付けて欲しいです。県・指定管理者とも双方そのようにしているとは思いますが、そこには細心の注意をはらっていかないといけません。

【委員】

　　県でも過去にそのような事例がありましたので、そういった状況も想定しながら進めていけばいいのではないかと思います。

　【委員長】

　　ありがとうございました。それ以外に、他にありますでしょうか。一部、検討すべき事項につきましては、委員からの意見等を踏まえ、事務局において修正することを条件として了承するとしてよろしいでしょうか。

　【委員】

　　異議なし。

　【委員長】

　　ありがとうございました。次にその他ですが、委員の皆様から議題として上げたいといことがありましたらお願いします。

　　事務局から何かあればお願いします。

　【事務局】

　　募集要項についてでございますが、(本日頂戴しました御意見を踏まえて決定することとなりますが、)軽微な修正等は、委員長に協議の上、その取扱いを決定することとしたいと考えておりますので、御了解をいただきたいと存じます。

　　なお、決定しました募集要項につきましては、委員の皆様に報告させていただきます。

　【委員長】

　　ただ今、事務局から募集要項の取扱いについて説明がありましたが、御了解いただけますでしょうか。

　【委員】

　　異議なし。

　【委員長】

　　以上で、本日の議事の全てを終了しました。ありがとうございました。

　【事務局】

　　委員長様、議長をお務めいただき、大変ありがとうございました。また、委員の皆様も、熱心に御議論いただきありがとうございました。本日の決定に基づいて公募開始に向けて、手続きを進めてまいります。

　　次回の選定委員会は９月中旬から10月中旬頃に指定管理者候補団体の審査を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

７　閉会